

4月8日 財政福祉委員会（山口清明副委員長・さいとう愛子委員）

陽子線治療施設整備の追加費用 裁判外紛争解決手続が打ち切りに

4月8日の財政福祉委員会では、陽子線がん治療施設整備事業の一時凍結に伴う追加費用について報告と質疑応答が行われました。

施工業者との協議まともらず

陽子線がん治療施設の整備は前市長が決定し、2009年に河村市長が下表の理由にて整備事業を一時凍結。専門家の意見も聞き、3カ月半後に事業を再開しました。

施工業者の日立製作所から、一時凍結による追加費用を4億8600万円余を請求され、名古屋市は応じられない、としていました。そのため2013年から、裁判より時間も費用もかからない裁判外紛争解決手続（ADR）により、第三者もまじえ協議を進めてきましたが、2016年3月下旬にADRがまともらず打ち切られたことが報告されました。名古屋市は、日立から4月下旬にも提訴される可能性が高いと見ています。

市の適正額見込みは

ADRの和解案として1億5300万円余が示されましたが、河村市長の判断により和解は成立しませんでした。

さいとう愛子議員は、河村市長が一定額の負担に納得しているのか、適正額の見込みは、今後も議会の同意が求められるのか、を質問。当局は、市長が一定額

一時凍結と事業再開の理由

の負担に納得

区分	理由
一時凍結	<ul style="list-style-type: none"> 一旦立ち止まって考える 夢のある市民にとって大変必要な施設だという説もある、一方そうではない、市としては、子どもの予防医学や救急 周産期などに集中すべきだという意見もある 賛成、反対それぞれの専門家に集まってもらい、討論会を開催し、結論を得る 患者数が800人だと言われているが、それは違うと思っている
事業再開	<ul style="list-style-type: none"> がん患者さんの期待は大きい 中止した場合50億円を超える損害賠償を求められる可能性がある 再開に当たった条件をつけた キャンサーボードの設置 「外部評価委員会の設置 近隣自治体や地域の医療機関との連携

事業凍結に伴う追加費用に係る経緯

区分	内容
2008年3月	平成42年度までの債務負担行為270億円の予算（2月市会議決）
12月	（株）日立製作所中部支社と事業契約を締結（11月市会議決）
2009年9月	事業契約書第26条第1項に基づき、陽子線がん治療施設整備事業を一時凍結
10月	公開討論会を開催
2010年1月	一時凍結を解除
3月	建設工事着工
2011年6月	（株）日立製作所中部支社から一時凍結にともなう追加費用の請求書提出（約4億8600万円）
2012年1月	本市代理人を選任し、（株）日立製作所と協議を開始
2013年2月	治療開始
2013年3月	（株）日立製作所が、横浜弁護士会紛争解決センターにおける裁判外紛争解決手続（ADR）を申立（約3億9200万円）
2015年4月	ADRのあっせん人から和解案提示（約1億5300万円）
2016年3月	合意に至らず、あっせん人によりADR打ち切り

しているが金額については明言していない、訴訟になれば予算案として議決が必要になる、と答えました。

山口清明議員は、河村市長が金額だけではなく陽子線治療の科学的根拠についても疑問を持っているのではないかと指摘。金額と医学的な話を分けて考えるよう求めました。

ADRにおける和解案の概要

区分	当初請求額 2013年6月2日	ADR申立額 2013年3月8日	ADR和解案 2015年4月28日
凍結期間中に要した費用	7237万5972円	7076万2822円	2787万8996円
再開に伴う費用	8389万4849円	7942万1346円	1907万6447円
工程延長に伴う費用	3億0661万4417円	2億2323万7173円	9777万4643円
消費税	2314万4261円	1867万1066円	税込で計算
遅延利息	-	-	868万3805円 年率6%で1年分
計	4億8602万9499円	3億9209万2407円	1億5341万3891円

注：ADR申立額に係る遅延利息は、2011年6月から起算して年率3.1%で日立製作所から申し立てられた。